

## 行政事件訴訟の長期化要因に関する分析

### 1 行政事件訴訟の概況

- (1) 新受件数と平均審理期間の推移【図表 1】【図表 2】
- (2) 審理期間別の事件数及び事件割合【図 3】【図 4】【表 5】【表 6】

### 2 民事事件に共通する長期化要因の検討

- (1) 行政事件にも妥当するもの
  - 争点整理の長期化に関連する要因(第 1)の多く(原告多数【図 9】～【図 1 2】)
  - 証拠収集方法に関連する要因(第 2)のうち証拠の偏在(同 2(1))
  - 専門的知見を要する事案に関連する要因(第 3) 後記 3 のとおり。
  - 裁判所, 弁護士の執務態勢等に関する要因(第 4)
- (2) 行政事件には妥当しないもの(例)
  - 被告側特有の事情(第 1 の 1(3))(参考: 被告側代理人選任率【図 7】【図 8】)
  - 合議体による審理の活用(第 4 の 1(3))

### 3 行政事件訴訟の専門性について

- (1) 行政法規の構造や規定内容の複雑性といった意味での専門性
- (2) 当事者側の要因
  - 主張立証活動の前提として, 行政法規の的確な理解が大きなハードル  
(参考: 原告本人訴訟の割合【図 7】【図 8】, 補正命令の有無【図 1 3】)
- (3) 裁判所側の要因
- (4) 東京地裁本庁(行政事件専門部)の取組み
  - 行政事件の審理に習熟した裁判官, 弁護士
  - 新受件数の急増 平成 9 年 平成 1 9 年で 2 . 6 3 倍【図 1 4】
  - ・住民訴訟や社会保障関係訴訟
  - ・国際取引に関する課税訴訟(複雑な取引スキームの経済的合理性, 外国の税制や国際条約の解釈等が問題となる。)等の複雑困難な租税関係訴訟
  - ・外国人事件(原告自身の体験やその出身国の社会状況等について長期にわたる事実関係が争われ, 通訳を要する人証調べが必要となることが多い。)等  
当事者の対立の激しい複雑困難な事件が多数係属
  - ・代理人選任率【図 1 5】【図 1 6】
  - ・人証調べ実施率, 人証数 1 0 人以上の大型事件の割合【表 1 7】
  - ・判決に対する上訴率, 上訴事件割合【図 1 8】【図 1 9】
  - 平均審理期間の動向【図 1 4】(参考: 民事事件の平均審理期間【図 2 0】)
  - 専門的知見を集約して事件処理に当たることの重要性(迅速化への寄与)

### 4 まとめ

(以上)